

養父市立伊佐小学校いじめ防止基本方針（令和6年4月1日改訂）

養父市立伊佐小学校

1 学校の方針

本校は、小中一貫・学校教育指標「ふるさとを愛し 自らを高め 未来への道を切り拓く 八鹿青溪っ子の育成」を設定している。その実現に向け、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、人権尊重の精神や人権感覚を高め、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的考え方

本校は、創立151周年を迎え、1級河川である円山川の中流に位置し、するぎ山を背景に風光明媚な景観に恵まれている。校区の状況は9地区より成り立っている。近年は少子・高齢化が進み、子どもの教育に対する保護者や地域の考え方が多様化してきている。子どもたちは、単学級のため人間関係が固定化されやすい環境にある。また体験不足のため、自分の考えを伝えるのが苦手な児童もいる。

本校では、コウノトリの野生復帰に係る地域に根ざした環境教育や、確かに学ぶ道徳科の授業に取り組み、「生命尊重の心の育成」に力を入れている。また、掃除、遠足、運動会等において、縦割り集団活動により異年齢の交流を重視してきた。

いじめについては、「いじめは、いつでもどの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う者とする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」より】

このいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- ①「いじめをしない、させない、許さない（見すごさない）」という雰囲気をつくる。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組む。また、一人一人を大切に授業を展開し、確か

な学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努める。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努める。

○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちへの対応
どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友だちに知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ・教職員は児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聴こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告やいじめ対応チーム等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、学級活動・児童会活動等の児童自身の手による取組を促す。
- ・「いじめ未然防止プログラム」「いじめ対応マニュアル」などを活用し、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させ、いじめ対応能力の向上を図る

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校便り・学級通信・HP等で、学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、管理職及びいじめ対応チームに連絡し、全ての教職員で情報を共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をも

たせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任やいじめ対応チーム等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

- ・アンケート調査に記名、無記名、選択、併用等の他、児童が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

イ いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、養父市教育委員会、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・こども園や小学校間や小・中間の連携による配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生活指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立することで、組織的な対応力の向上に努める。

(4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

(別紙1) 日常の校内指導体制

また、いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(別紙2) いじめ早期発見のチェックリスト

(5) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを行う。

(別紙3) 年間指導計画

(6) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

(別紙4) 緊急時の組織的対応

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるも

のとする。

(1) 学校で行われる対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、児童・保護者を対象とした情報モラルに関する学習会の開催等、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを原則として禁止する。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ア 児童の携帯電話、スマートフォン、PC・ゲーム機等の使用については「養父市こどもSNSルール」「伊佐小メディア使用の約束」を基に、フィルタリングの利用や家庭でのルール作り等、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- イ 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、PTAと連携し、情報モラル研修会を開催する等、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

- ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに養父市教育委員会に事案発生 の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について養父市教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、養父市教育委員会と協議する。

6 その他の事項

本校は、信頼される学校づくりをめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区別懇談会、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努め、保護者・地域住民が学校の基本方針に関心を持つようにする。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。